

ものづくり・販路拡大

ビジネスチャンス拡大支援助成金(新規)

市外で開催される商談会や見本市への参加に係る経費に助成します。

対象／市内の製造業 ▶ **対象経費**／旅費、負担金、小間借上料、装飾費用、展示品等の資材運搬費
助成率／2分の1 ▶ **助成限度**／【商談】10万円【見本市】30万円 ▶ **申請**／随時

ものづくり研究機関活用支援補助金(新規)

新製品、新技術開発のために研究機関への委託試験等を行う経費に助成します。

対象／新製品、新技術の開発のために、山形県工業技術センターを利用した市内の中小企業
対象経費／山形県工業技術センターの受託試験手数料および設備使用料
助成率／2分の1 ▶ **助成限度**／5万円

ものづくり技術者研修支援補助金(新規)

(助)山形県産業技術振興機構および山形県工業技術センターが実施する研修の受講料を助成します。

対象／市内の企業 ▶ **対象研修**／(助)山形県産業技術振興機構の「山形県製造企業技術者研修」、山形県工業技術センターの「共同研究支援研修」 ▶ **助成額**／受講料の全額 ▶ **申請**／随時

新技術開発助成金

新技術の導入に伴う派遣研修や、新製品開発に係る経費に助成します。

対象／市内の中小企業など ▶ **対象経費**／【①派遣研修】宿泊費、諸手当、研修費、旅費 【②開発】研究及び試作開発に要する経費(当該年度に国、県又は地域産業の振興を目的として設立された法人の技術開発事業等の認定を受けた事業、前年度から当該年度までに特許権の設定登録または実用新案の設定登録を行ったものに限ります。) ▶ **助成率**／① 2分の1 ② 5分の1 ▶ **助成限度額**／①②とも100万円 ▶ **申請**／随時

新事業参入助成金

新規成長分野において、今までにない事業を新たに創業・参入する場合の製品開発や市場調査などに係る経費に助成します。

対象／中小企業または事業を営んでいない個人・団体 ▶ **助成率**／2分の1 ▶ **助成限度額**／100万円 ▶ **条件**／市内において2か月以内に新事業参入の見込みがあり、現在計画に基づいて準備中であるか、新事業参入後1年未満であること ▶ **申請**／随時

ISO認証取得事業助成金

国際標準化機構の国際規格、ISO9000・ISO14000シリーズを新規に認証取得した際の申請料等経費に助成します。

対象／市内の中小企業 ▶ **助成率**／3分の1 ▶ **助成限度額**／30万円 ▶ **条件**／1年以上の営業実績があること。年度内に認証取得する見込みであること(認証取得前に、交付申請書の提出が必要) ▶ **申請**／3社になった時点で締め切り

お問い合わせ／【雇用対策・工業振興・ものづくり販路拡大】市商工港湾課工業労政係 ☎26-5757

金融対策

中小企業経営安定助成金

山形県商工業振興資金の経営安定資金の利子相当額を1年間に限り助成します。

対象／平成22年2月15日以降、山形県商工業振興資金の経営安定資金を利用し、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づいて、市が認定した特定中小企業者で、最近3か月の売上高または売上総利益率等が前年同時期と比較し、20%以上減少している方 ▶ **限度額**／40万円(1企業1回) ▶ **申請**／随時

商業振興

商工業人づくり支援事業補助金

市内で商工業を営む中小企業者等の研修活動に助成します。

対象／①市内の中小企業者、商工業振興に取り組んでいる団体が行う研修会、講習会 ②3事業所3人以上で構成されたグループの研修視察。①②とも商工業振興を目的としたものに限る ▶ **助成率**／2分の1 ▶ **助成限度額**／1グループ10万円(1年度1回) ▶ **申請**／随時

中心市街地空き店舗等入居者支援助成金

各商店街区域内^{*}の空き店舗で開業した場合の賃借料に助成します。

対象／小売業、飲食業、サービス業等の事業を開業した方 ▶ **助成率**／店舗賃借料の2分の1(1年を限度) ▶ **助成限度額**／60万円 ▶ **条件**／1年以上営業すること。開業前に開業計画書の提出が必要(一部業種については、店舗の所在する商店街振興組合等に参加することが条件) ▶ **申請**／随時 ★中町中和会、中通り、大通り、たくみ銀座、酒田駅前、たくみ通りの各商店街等区域

中心市街地空き店舗等改装助成金

各商店街区域内^{*}の空き店舗を活用して開業した場合の改装に係る経費に助成します。

対象／小売業、飲食業、サービス業等の事業を開業した方またはその店舗を賃貸している方 ▶ **助成率**／改装経費の2分の1 ▶ **助成限度額**／100万円 ▶ **申請**／随時 ★中町中和会、中通り、大通り、たくみ銀座、酒田駅前、たくみ通りの各商店街等区域

商店街活性化共同施設整備資金特別貸付制度

各商店街の活性化に寄与する共同施設の整備を行う設備資金を無利子で貸し付けます。

融資限度額／2千万円 ▶ **償還期間**／7年以内(うち据え置き1年以内) ▶ **申請**／随時

設備貸与損料等補給金

県企業振興公社の設備貸与制度を利用した中小企業に、損料、リース料の一部を補給します。

対象／市内に設備を設置し、県企業振興公社の設備貸与制度1回目の損料または7回目までのリース料を完納した中小企業者 ▶ **補給率**／設備貸与価格の1.9% ▶ **申請**／随時

地域商店街活性化法をご活用ください

商店街等が地域住民のニーズに応じて行う商店街活性化の事業計画を作成し、経済産業局の認定を受けると、補助金や、低利融資などの支援措置を利用できます。

対象／商店街振興組合、事業協同組合等の法人化された組合組織の商店街 ▶ **支援措置**／①少子高齢化、環境、生産性向上等の社会課題に対応した商業活性化事業に対する補助率が2分の1から最大で3分の2になります。【事業例】省エネ型アーケード整備、防犯カメラ設置、空き店舗を活用した子育て支援施設等 ②認定事業を実施する商店街等に土地を譲渡した者に対して、譲渡所得特別控除(上限1千500万円)が適用されます。③信用保証協会による信用保険の保証限度額が2倍に拡大されます。また、NPO法人等が商店街活性化を支援する計画を作成し、認定を受けた場合、当該支援措置が適用されます。 ▶ **申請**／随時。但し認定まで最大で2ヶ月程度を要します。

●支援措置ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

中小企業向け融資制度

中小企業の設備投資を支援し、商工業の振興を図るため、下表の融資制度を設けています。山形県信用保証協会では「セーフティネット保証制度」、「近代化資金保証制度」などの保証制度を設け、資金調達の支援を行っています。さらに、県と市で保証料を補給する制度もあります。

また、平成23年3月31日までは、売上等が減少している指定業種に対し、景気対応緊急保証制度が設けられています(市の認定を受けると山形県信用保証協会の保証枠が広がります)。
☎市商工港湾課商業振興係 ☎26-5756、
山形県信用保証協会酒田支店 ☎22-7644

融資制度名称	融資対象者	貸付限度額	貸付期間	貸付利率(固定金利)	
市	環境整備資金	同一事業実績1年以上、従業員5人以上の中小企業者で福利厚生施設を整備する方	1,000万円以内		1.15%
	店舗改装資金	小売業、飲食業およびサービスを営む中小企業者で個店の魅力を高めるために、(1)店舗の内外装を改装する方(2)店舗に隣接する駐車場を整備する方	1,000万円以内	7年以内(うち据え置き1年以内)	1.44%*
県市	産業立地促進資金	工業団地等に立地しようとする法人等で、本県産業の発展に資することが期待できる方	10億円以内	15年以内(うち据え置き3年以内)	0.9%

※店舗改装資金を利用し、本市で定める中心市街地区域内の店舗を改装する場合、利子補給する制度もあります。

お問い合わせ／【金融対策・商業振興】市商工港湾課商業振興係 ☎26-5756